

令和 6 年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 80 号議案(追加)

令和 6 年 9 月 18 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲載頁
第 80 号 議 案	財産の取得について(追認)(小学校教師用指導書)	1

第 80 号議案

財産の取得について(追認)

下記のとおり、財産の取得について追認を求める。

令和 6 年 9 月 18 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

1 取得財産(動産)

小学校教師用指導書 1,862 冊

2 取得の方法

随意契約

3 取得価格

31,694,630 円

4 取得の目的

教科用図書の改訂に伴う小学校教師用指導書の更新のため

5 取得の相手方

舞鶴市字北田辺 159 番地

株式会社村田舞鶴堂

代表取締役 村田 清

提案理由

小学校教師用指導書を取得したことについて追認を得たいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 3,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、一件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。